

## エコリノベーション事前相談 Q&amp;A

No.	質問	回答
1	設備改修をする機器の型番等に指定はありますか。	型番等の指定はありませんが、原則として、実施要領の（別表 2）に記載されている設備機器の改修を行うものを対象とします。
2	HEMS 機器の指定はありますか。	機器の指定はありませんが、エネルギー使用量を個別に計測及び蓄積し、見える化が図られているものであり、かつ、ECHONET Lite 規格を標準インターフェイスとして搭載しているものに限りです。
3	断熱材やサッシの指定はありますか。	指定はありません。ただし、「本事業の要綱」又は「住宅に係るエネルギーの仕様の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針 附則 5」の基準をクリアすることが条件です。
4	国等の HEMS 機器導入支援事業の補助金と併用可能ですか。	併用可能です。 （それぞれの申請手続きをして下さい。）
5	市の耐震改修促進事業（建築局建築防災課）との併用は可能ですか。	耐震改修工事と省エネ改修工事の実施において、施行時期、工事内容及び工事契約書等を明確に分けられる（重複していない）ときには併用できる可能性があります。詳細は、窓口まで事前にご相談ください。
6	横浜市環境創造局の「自立分散型エネルギー設備設置費補助事業」を併用して補助を受けることは可能ですか。	併用できません。
7	太陽光などの補助との併用は可能ですか。	併用可能です。 （それぞれの申請手続きをして下さい。）

8	自社物件や賃貸物件の改修でも補助の対象になりますか。	分譲住宅・賃貸住宅の別を問わず、一戸建ての住宅、共同住宅及び長屋が補助の対象になります。 ※日常の居住実態がない場合（モデルハウス、モデルルーム、管理人室等）や寮、社宅は、対象になりません。
9	改修前のデータ記録は、居住者に記録を取っておいてもらわないといけませんか。	手元に記録があれば、そのデータを使用してください。 記録がない場合は、各エネルギー供給会社に過去のデータを問い合わせることが可能です。
10	高効率熱源機とはなんですか。	熱源機とは空調設備や給湯設備等の熱源となるもので、高効率熱源機とは高効率なボイラやヒートポンプ等を言います。
11	建築確認通知書（確認済証）がない場合は、どうすれば良いですか。	建築局情報相談課（Tel045-671-4503）で建築確認申請台帳記載証明書を取得することができます。（手数料 300 円がかかります。）
12	補助金が入ってから、業者へ支払いをしても良いのですか。	完了報告の際に、工事請負業者へ工事費用の支払いの確認（領収書の写しまたは、支出を証する書類の提出）が必要となるため、補助金の交付は、業者への支払いが完了した後になります。
13	見積りにおけるエコリノベ工事に係る範囲はどこまでですか。 （人件費や足場など、エコリノベに関する工事とそれ以外の工事の両方にかかるものはどうすれば良いですか。）	エコリノベに関する工事費のみを見積りし、工事請負契約時も可能な限り契約書を分けてください。（諸経費・消費税含む） やむを得ず分けられない場合は、内訳書でエコリノベに関する工事費が明確にわかるようにしてください。
14	エコリノベに関する工事以外の工事をあわせて行う場合、完了報告の領収書は、エコリノベに関する工事費がわかれば良いのですか。	エコリノベに関する工事費がわかるように、最初から工事請負契約を分けて締結してください。 やむを得ず分けられない場合は、1つの領収書等でも、内訳でエコリノベに関する工事費が明確にわかるように工夫してください。

15	断熱改修の仕様が分かりづらいが、どのようにすれば良いですか。	基本的に「建物の構造形式」、「断熱材の仕様」、「断熱材の厚み」、「サッシの仕様」で判断が出来ます。詳しくは窓口で御相談ください。
16	書類の提出や事前相談はどこに行けば良いのですか。	横浜市住宅供給公社街づくり事業課（エコリノベ補助担当 TEL045-451-7740）が窓口となります。 （事業主体は建築局住宅政策課（TEL045-671-2922）になります。）
17	「一般改修住宅」と「特定改修住宅」の違いはなんですか。	「特定改修住宅」とは、「一般改修住宅」の要件を満たした上で、住宅全ての開口部を断熱改修するものを指します。
18	詳細はどこで確認できますか。	①検索窓で「横浜市 省エネ改修補助制度」で出てきます。 ②「横浜市建築局住宅部」で検索し、トップページの施策・事業（ピンクの枠）の中に「横浜市住まいのエコリノベーション推進事業」があります。 <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/housing/sumai-eco/hojo/">http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/housing/sumai-eco/hojo/</a>
19	市の耐震補助を受けずに、耐震工事を検討している。耐震工事を実施することに問題はありますか。	耐震工事を行い、その耐震性能基準が確保できている証明書（耐震基準適合証明書）を提出する必要があります。費用は有償になります。
20	既に HEMS が設置されている場合は、申請できますか。	設置済の HEMS が対象機器であれば、新たに設置する必要はなく、申請できます。対象機器でない場合は、新たに対象機器である HEMS を設置する必要があります。
21	既存不適格や狭あい道路でセットバック等が必要な住宅は、対象になりますか。	エコリノベ補助の審査では、建築基準法関係法令等の適合審査は行いませんが、 ○補助対象は、建築基準法関係法令等に適合する住宅である必要があります。 ○現況及び計画の建築物が建築基準法関係法令等上、既存不適格建築物として扱えられるものは補助対象とします。 ○現況及び計画の建築物が建築基準法関係法令等上、道路のセットバック等の是正が求められる場合は、現行法に適合させる必要があります。

		<p>○建築基準法関係法令等の適合については、所有者の責務において確認ください。</p> <p>○建築基準法関係法令等の違反が判明した場合は、補助金の交付はできません。また、補助金交付後に違反が判明した場合は、補助金を返還していただきます。</p>
22	エコリノベに係る設計費も補助の対象になりますか。	補助対象となります。
23	賃貸住宅等において、従前の光熱費や従後の測定データが取れない場合はどうすればいいですか。	<p>○従前のエネルギー消費量（電気及びガス）のデータ記録が入手困難な場合は、やむを得ないものとします。</p> <p>○賃貸住宅の場合は、入居者に本事業の趣旨を説明いただき、入居者の協力のもと、可能な範囲でのデータ測定をお願いします。</p>
24	窓の断熱改修は、遮熱フィルムの施工でもよいですか。	遮熱フィルムは、附則の5に該当しません。ただし、遮熱フィルムを施工し、省エネ計算を実施して、概ね10%以上の省エネ率を算出する場合は、可能とします。
25	事業計画書を事前に申請しておいて、後で見積書の差替えは可能ですか。	工事費が確定しないと補助金額が確定できないため、工事金額が決まってから事業計画書に見積書を添付して提出をしてください。
26	タイプB～Dとする場合、ルームエアコンは対象となりますか。	壁掛け式のルームエアコンは対象となりません。組込型エアコン（天井カセット型）は対象となります。（国の評価基準が、住宅と一体の物を評価するため）
27	事業案内ちらしP3 別表2 設備改修 暖房で、「高効率熱源機（効率が10%以上向上する集中ボイラ、組込型エアコン等）の効率が10%以上とほどのようなものですか。	<p>エアコンの「冷暖房平均エネルギー消費効率」を「COP」で表現し、この数字が大きいほどより省エネ型の機器と判断されますが、この数値を比較して、交換前と交換後の機器の「COP」数値が10%以上の差があることを示しています。</p> <p>現在のカタログ表記は「APF」（通年エネルギー消費効率）になっていますので、「APF」による数値の比較をすることでも同様の判断が可能です。</p>

28	「COP」(冷暖房平均エネルギー消費効率)の交換前と交換後の比較はどのように計算すればわかりますか。	カタログで、暖房と冷房のそれぞれの能力(KW)を各消費電力(W)で割れば計算できます。(例)交換後の暖房 能力 3.6KW 消費電力 680Wの場合→ $3600(W) \div 680(W) = 5.29$ 【COP】この数値を交換前と比較して10%以上であればかまいません。
29	エアコンの設置は、どの部屋でもかまいませんか。	設備機器をエアコンとした場合、どの部屋でもかまいません。
30	工事請負契約は、補助金交付決定通知後ですが、設計契約は事前に契約してもかまいませんか。	エコリノベに係る設計費は工事費に含めてよいため、原則として、工事契約と同様に設計契約も補助金交付決定通知後に行ってください。
31	既存サッシのガラス交換をする場合、「真空ガラス」の交換は対象ですか。附則の5の別表には「真空ガラス」がありません。	附則の5別表にはありませんが、基準値以上の性能をカタログで確認できるものは、「真空ガラス」は補助対象とします。
32	事業計画書(要綱第1号様式)の必要書類「⑧その他市長が必要と認める図書」とは、どのような図書ですか？	適合チェックシートおよび、適合チェックシートに記入した数値の根拠となるもの(面積計算式や図面など)。 申請工事内容(サッシや機器など)の仕様がわかるもの(カタログの写しなど)。 申請者が対象物件の所有者であることがわかる書類(売買契約書の写しなど)。 以上のものをご提出いただきますが、その他にも必要な書類を求める場合があります。
33	建物所有が共有名義の場合の申請者は、誰になりますか？	共有者全員の記名・捺印が必要となります。徴収する見積り等についても共有者全員の宛名としてください。